

平成 30 年度 管内行政概要



広島県西部建設事務所

表紙の説明

事業名 一級河川太田川水系 桐原川支川13
(災害関連緊急砂防事業・特定緊急砂防事業)

事業場所 広島市安佐北区可部町桐原

事業期間 平成26年度～平成29年度

工事概要 災害関連緊急砂防事業

砂防堰堤工 N=1基

堤頂長 L=51.0m, 堤高 H=7.5m

コンクリート V=1,792立方m

特定緊急砂防事業

鋼製砂防堰堤工 N=1基

堤頂長 L=46.0m, 堤高 H=8.5m

コンクリート V=1,227立方m

鋼製立木止工 N=1基

溪流保全工 L=167.8m

目 次

1	管内の概要	
(1)	事務所の沿革	1
(2)	所管区域	3
2	組織及び職員の配置状況	
(1)	組 織	4
(2)	職員の配置状況	5
(3)	各課の分掌事務	6
(4)	水防体制	
①	水防法関係	8
②	災対法関係	9
3	公共土木施設の状況	
(1)	道路の状況	11
(2)	河川の状況	11
(3)	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険区域の状況	12
(4)	海岸保全区域の状況	12
(5)	ダムの状況	13
4	重点施策	
(1)	道路の整備	15
(2)	河川の整備	16
(3)	砂防・急傾斜地の整備	17
(4)	災害復旧事業	18
(5)	土砂災害防止法に基づく区域指定	20
(6)	街路整備	21
(7)	広島市東部地区連続立体交差事業	23
(8)	下水道の整備	24
(9)	維持修繕事業	25
(10)	事務移譲	26
(11)	プレジャーボート等不法係留対策	27
5	主要関連資料	
(1)	予算の概要	28
(2)	用地補償の状況	33
(3)	管理の状況	35
(4)	建設業及び宅地建物取引業の指導	37
(5)	建築、宅地開発、建設リサイクルの指導等	40
(6)	建築行政	41
(7)	建設工事の資材のリサイクル指導	44

1 管内の概要

(1) 事務所の沿革

- 大正 4年 広島市、安芸郡、安佐郡及び佐伯郡を管轄区域として、広島市水主町^{みづぬし}県庁舎（現在の広島市文化交流会館敷地）内に広島土木出張所を開設した。
- 昭和 4年 4月 1日 廿日市土木出張所の開設により、佐伯郡を分離し、広島市、安芸郡及び安佐郡を所管区域とした。
- 昭和20年 8月 6日 戦時中産業奨励館（現在の原爆ドーム）に移転していたため、原爆により、多数の職員が犠牲となった。庁舎が壊滅したので、可部町へ仮移転した。
- 昭和21年 1月 広島市基町（相生橋上流左岸堤防）に仮事務所を設置した。
- 昭和22年 4月 広島市基町の護国神社跡（現在の旧広島市民球場跡地）に木造の庁舎を新築移転した。
- 昭和33年 3月29日 広島市上八丁堀へ鉄筋コンクリート 2階建の庁舎を新築移転した。
- 昭和37年 4月11日 本館に 3階を増築した。
- 昭和39年 4月 1日 機構改革により広島土木建築事務所に組織変更した。（総務課，用地課，管理課，維持課，工務第一課，工務第二課，業務課，建築課の 8 課制）
- 昭和45年 4月 1日 都市計画課を増設した。（9 課制）
- 昭和46年 4月 1日 工務第一課と工務第二課を統合して工務課とした。なお，再開発課を増設した。（9 課制）
- 昭和47年 4月 1日 都市計画課と再開発課を広島都市計画事務所に統合分離した。（7 課制）
- 昭和55年 4月 1日 広島市が政令指定都市に昇格したため，事務の一部を移譲し，管理課と維持課を統合して維持管理課とした。なお，都市計画事務所の廃止に伴い都市計画課が新設された。（7 課制）
- 昭和55年 9月 1日 広島緑化植物公園の一部開園に伴い，広島緑化植物公園管理事務所を新設した。（7 課 1 事務所制）
- 昭和59年 4月 1日 業務課と都市計画課を廃止した。なお，広島緑化植物公園管理事務所が広島緑化植物公園と名称変更して本庁（都市整備課）直轄とした。（5 課制）
- 昭和60年 3月20日 佐伯郡五日市町が広島市と合併したため五日市町が佐伯区となり，当所の所管区域とした。
- 昭和60年 4月 1日 魚切ダム管理事務所を当所の直轄とした。（5 課 1 事務所制）
- 昭和61年 4月 1日 維持管理課業務係及び建築課住宅係を廃止した。
- 平成 1年 4月 1日 梶毛ダム建設事務所を新設した。（5 課 2 事務所制）
- 平成 8年 4月 1日 東部連続立体交差事業所を新設した。（5 課 3 事務（業）所制）
- 平成12年 4月 1日 太田川流域下水道事務所の廃止に伴い下水道課を新設した。また，災害対策課を新設した。（7 課 3 事務（業）所制）
- 平成13年 4月 1日 機構改革により広島地域事務所建設局に組織変更した。また，用地課を用地第一課，用地第二課に分割した。（8 課 3 事務（業）所制）

- 平成13年 7月30日 広島市南区比治山本町へ移転した。
- 平成15年 4月 1日 用地第一課，用地第二課を統合し用地課とした。下水道課，災害対策課を廃止し，都市建設課を新設した。（6課3事務（業）所制）
- 平成17年 4月 1日 呉地域事務所大柿支局・芸北地域事務所吉田支局の廃止に伴い，広島地域事務所建設局大柿維持管理分室・吉田維持管理分室とした。用地課を用地第一課・用地第二課，工務課を工務第一課・工務第二課に分割した。また，建設業課を新設した。（9課3事務（業）所2分室制）
- 平成18年 4月 1日 大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を本局に統合した。これに伴い，維持管理課を廃止し，管理課・維持第一課・維持第二課を新設した。また，梶毛ダム建設事業所を廃止し，梶毛ダム管理事務所を新設した。（11課3事務（業）所制）
- 平成20年 4月 1日 都市建設課を廃止した。（10課3事務（業）所制）
- 平成21年 4月 1日 機構改革により西部建設事務所に組織変更した。また，東部連続立体交差事業所を東部連続立体交差事業課に改称した。（11課2事務所制）
- 平成22年 4月 1日 梶毛ダム管理事務所を廃止した。（11課1事務所制）
- 平成23年 4月 1日 事業調整員を事業調整特別班として独立させた。（11課1班1事務所制）
- 平成26年10月 1日 平成26年8月20日に広島市内で発生した大規模土砂災害に対応するため，災害復旧チームを新設した。（11課1班1チーム1事務所制）
- 平成27年 4月 1日 管理課を管理第一課，管理第二課に分割した。（12課1班1チーム1事務所制）
- 平成28年 4月 1日 事業調整特別班を，事業調整・土砂法指定推進班に名称変更した。

(2) 所管区域

当所の所管区域は6市7町（広島市、竹原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町）で、このうち土木関係（建設業法等事務を含む。）は竹原市及び大崎上島町を除く5市6町を、建築関係・開発関係は広島市及び廿日市市を除く4市7町を所管している。

管内の総面積は3,336.35平方キロメートルと県の約39パーセント、人口は約156万6千5百人と県内人口の約55パーセントを占めている。

地勢は、大部分が山地で、管内中央部には中国山地に源を発した太田川が大小57の河川を合流、西部には阿弥陀山に源を発した八幡川が石内川を合流して、それぞれ広島湾に注ぎ、東部には東広島市に源を発した瀬野川が熊野川ほか2河川を合流して海田湾に注ぎ、これらの下流域に人口が集中して、市街地が形成されている。

面積及び人口

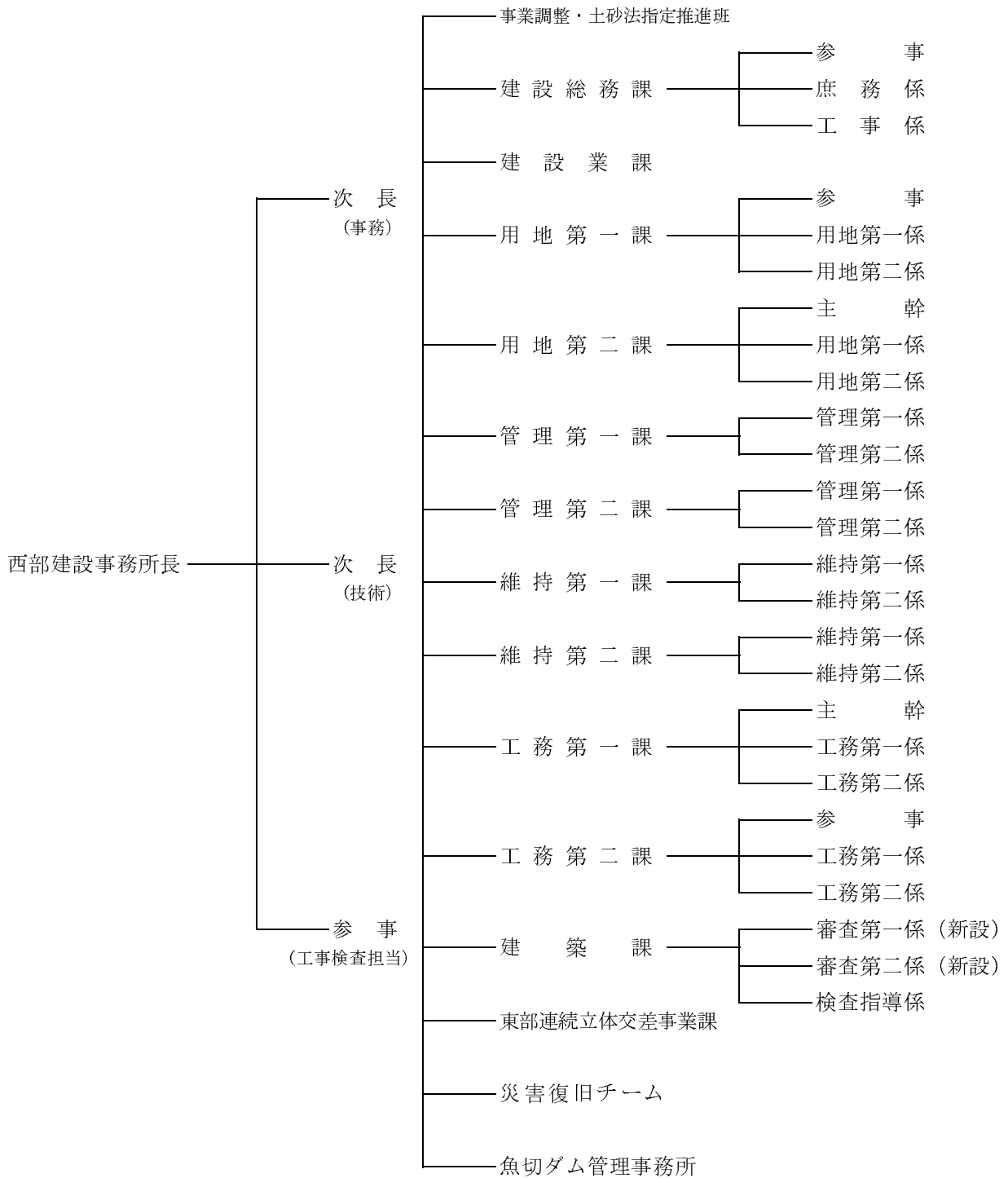
市 町 名			土地面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人 口 (人)
一般土木事務	建設業法等事務	建築事務 開発事務			
広島市	広島市		906.68	542,255	1,198,439
		竹原市	118.23	11,009	25,285
	大竹市	大竹市	78.66	11,765	27,274
	廿日市市		489.48	47,383	115,269
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	537.75	11,625	28,421
江田島市	江田島市	江田島市	100.70	10,482	23,117
府中町	府中町	府中町	10.41	21,340	51,113
海田町	海田町	海田町	13.79	12,721	29,308
熊野町	熊野町	熊野町	33.76	9,443	23,423
坂町	坂町	坂町	15.69	5,197	12,875
	安芸太田町	安芸太田町	341.89	2,681	6,047
	北広島町	北広島町	646.20	7,785	18,431
		大崎上島町	43.11	3,742	7,573
計			3,336.35	697,428	1,566,575

資料

- 面積「全国道府県市区町村別面積調（平成29年10月1日時点）」（国土地理院技術資料）
なお、安芸高田市は境界の一部が未定のため、参考値を示した。
- 世帯数及び人口「広島県人口移動統計調査 推計人口（平成30年3月1日時点）」（広島県統計課）

2 組織及び職員の配置状況（平成30年4月1日）

(1) 組織



(12課1班1チーム1事務所)

(2) 職員の配置状況

(平成30年4月1日現在)

課 係 名	職 名	所 長	次 長 (兼 政策監)	次 長	参 事 (工事検査担当)	参 事 (事業調整担当)	主 幹 (災害調整担当)	課 長 及 び 所 長	参 事	主 幹	主 幹 (兼 係 長)	係 長	事 業 調 整 員	主 査	主 任	主 事	技 師	小 計	再 任 用 職 員	育 児 休 業 及 び 休 職 員	派 遣 職 員	嘱 託 員	合 計
事業調整・土砂法指定推進班						1	1						1	3			1	7		1		1	9
小計		1	1	3	1	1	1						1	3			1	13		1		1	15
建設総務課								1	1									2					2
庶務係												1	3	1				5	2				7
工事係												1	3	1		1		6					6
小計								1	1			2	6	2		1		13	2				15
建設業課								1		1			2	1		2		7		1		1	9
用地第一課								1	1									2					2
用地第一係											1	2						3	1			1	5
用地第二係											1	3		1				5	1			1	7
小計								1	1		2	5		1				10	2			2	14
用地第二課								1		1								2					2
用地第一係											1				1			2	2				4
用地第二係											1	1	1					3				1	4
小計								1		1	2	1	1	1				7	2			1	10
管理第一課								1										1					1
管理第一係												1	2		1			4					4
管理第二係											1	2	1					4					4
小計								1			1	4	1	1				9					9
管理第二課								1										1					1
管理第一係											1	1			1			3	1				4
管理第二係												1	3	1				5		1			6
小計								1			1	4	1		1			9	1	1			11
維持第一課								1										1					1
維持第一係											1	2		1				4				2	6
維持第二係											1		1	1			1	4					4
小計								1			2	2	1	2			1	9				2	11
維持第二課								1										1					1
維持第一係											1			1		2		4					4
維持第二係												1	1	1		1		4					4
小計								1			1	1	1	2		3		9					9
工務第一課								1		1								2					2
工務第一係												1	1	2		1		5					5
工務第二係												1	1	2		1		5					5
小計								1		1	2	2	4		2		12						12
工務第二課								1	1									2					2
工務第一係												1	2		1			4				1	5
工務第二係												1	1	1		1		4					4
小計								1	1		2	2	1	2		1		10				1	11
建築課								1										1					1
審査第一係											1				1		1	3					3
審査第二係											1				1		2	4					4
検査指導係												1			2		1	4				1	5
小計								1			2	1			4		4	12				1	13
東部連続立体交差事業課								1						1	2			4				1	5
災害復旧チーム								1	(※1)					2			2	4		1			5
計		1	1	3	1	1	1	12	3	3	11	10	30	14	19	4	14	128	7	4	0	10	149
魚切ダム管理事務所(※2)								1		1			2					4	3			2	9
合計		1	1	3	1	1	1	13	3	4	11	10	32	14	19	4	14	132	10	4	0	12	158

※1 (兼)担当課長[災害復旧チーム]については、職員数に重複して算入されるのを防ぐため、合計数から除いている。

※2 ダム当直専門員6名は除いている。

(3) 各課の分掌事務（平成 30 年 4 月 1 日）

事業調整・土砂法指定推進班

- 1 関係機関との協議，調整，情報収集等に関する事。
- 2 道路・河川・海岸・砂防・街路事業に係る次の事務に関する事。
 - (1) 新規事業の要望，企画，調査，設計に関する事。
 - (2) 中長期計画等に関する事。
- 3 土砂災害警戒区域等の調査，指定に関する事。
- 4 市町の都市計画手続き事務に関する事。
- 5 災害業務等に係る事務所間の応援及び対応計画の策定に関する事。
- 6 広島県公共土木施設災害支援制度の事務に関する事。

建設総務課

- 1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 2 庁舎の管理に関する事。（西部建設事務所庁舎に関するものに限る。）
- 3 工事の執行に関する事務のうち工事契約に関する事。
- 4 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関する事。
- 5 前各号のほか，他課及び管理事務所の所掌に属しない事。

建設業課

- 1 建設業の許可に関する事。
- 2 浄化槽工事業者の登録に関する事。
- 3 建設工事に係る解体工事業者の登録に関する事。
- 4 宅地建物取引業者等の免許及び登録に関する事。

用地第一課・用地第二課

土木関係公共用地物件及び住宅用地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。

管理第一課・管理第二課

- 1 道路，河川，海岸保全区域（第一課のみ），公有水面（第一課のみ），砂防指定地，地すべり防止区域，急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の管理に関する事。
- 2 広島県アダプト制度に関する事。
- 3 採石法に関する事。（第一課のみ）
- 4 砂利採取法に関する事。（第一課のみ）
- 5 流域下水道に関する事。（第一課のみ）

維持第一課・維持第二課

道路，河川，海岸保全区域（第一課のみ），砂防指定地，地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等の施設維持及び補修に関する事。

工務第一課・工務第二課

- 1 他課・管理事務所の所掌に属しない土木工事の調査，設計及び実施並びに監督に関する事。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 3 市町の都市計画等の助言に関する事。（第一課のみ）
- 4 県の定める都市計画案の作成等に関する事。（第一課のみ）
- 5 流域下水道工事の調査，設計，実施及び監督に関する事。（第一課のみ）
- 6 流域下水道土木施設の維持補修に関する事。（第一課のみ）

建築課

- 1 建築基準法に基づく確認，検査，指導及び取締り等に関する事。
- 2 建築士の指導及び取締りに関する事。
- 3 浄化槽法の規定による設置等の届出の受理等に関する事。
- 4 省エネ法の届出及びバリアフリー法の認定に関する事。
- 5 建築物の防災に関する事。
- 6 災害関連融資業務に関する事。
- 7 都市計画法の規定による開発行為等の規制及び都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事。
- 8 宅地造成規制法及び旧住宅地造成事業に関する法律に関する事。
- 9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事。

東部連続立体交差事業課

- 1 広島市東部地区連続立体交差事業の推進に関する事。
- 2 連立事業に関連する，土地区画整理事業及び街路事業等との調整に関する事。
- 3 担当区域（府中町・海田町）に属する土木工事の調査，設計及び監督に関する事。
- 4 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 5 災害復旧事業（公共）の調査，設計及び監督に関する事。
- 6 都市計画道路等の土木工事の調査，設計及び監督に関する事。

災害復旧チーム

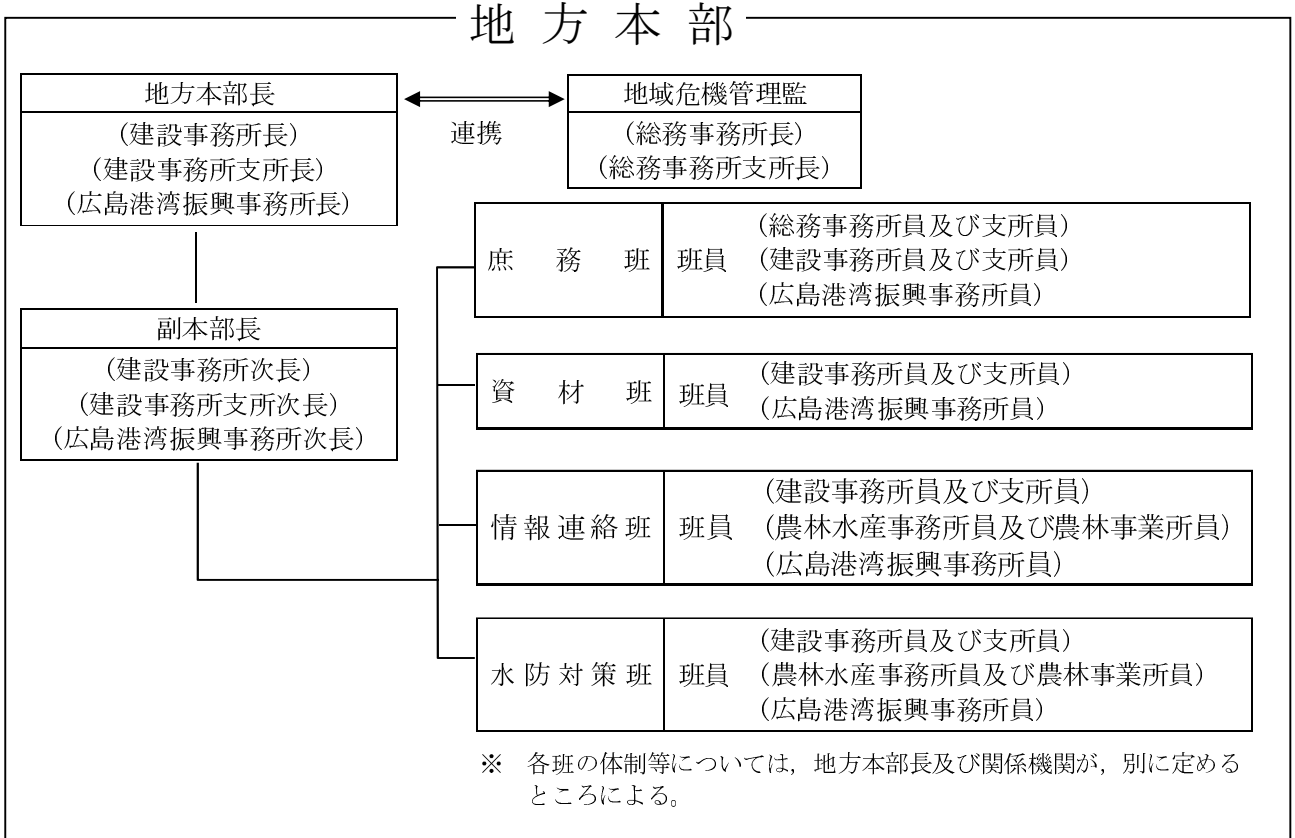
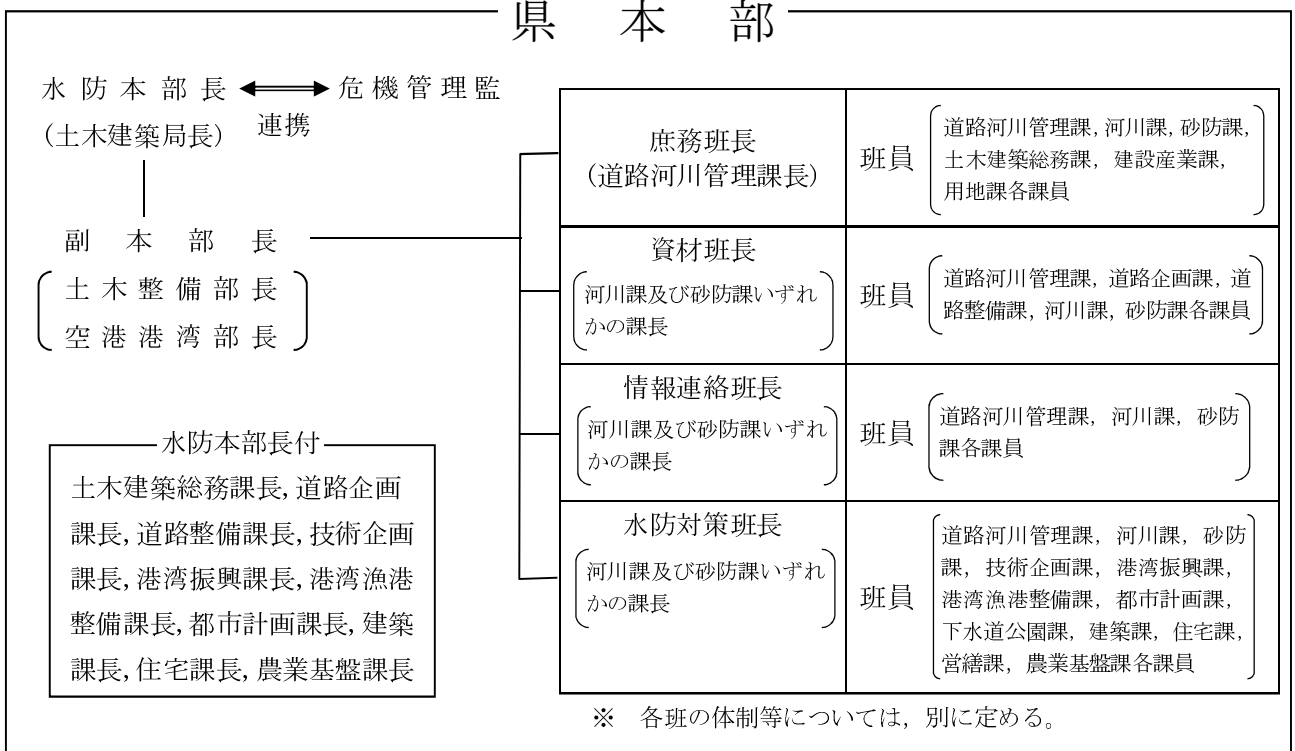
- 1 一般の災害復旧に関する事。
- 2 8.20 広島土砂災害に関連する特定緊急砂防事業，通常砂防事業及び急傾斜事業に関する事。

魚切ダム管理事務所

- 1 魚切ダム及び梶毛ダムの管理に関する事。

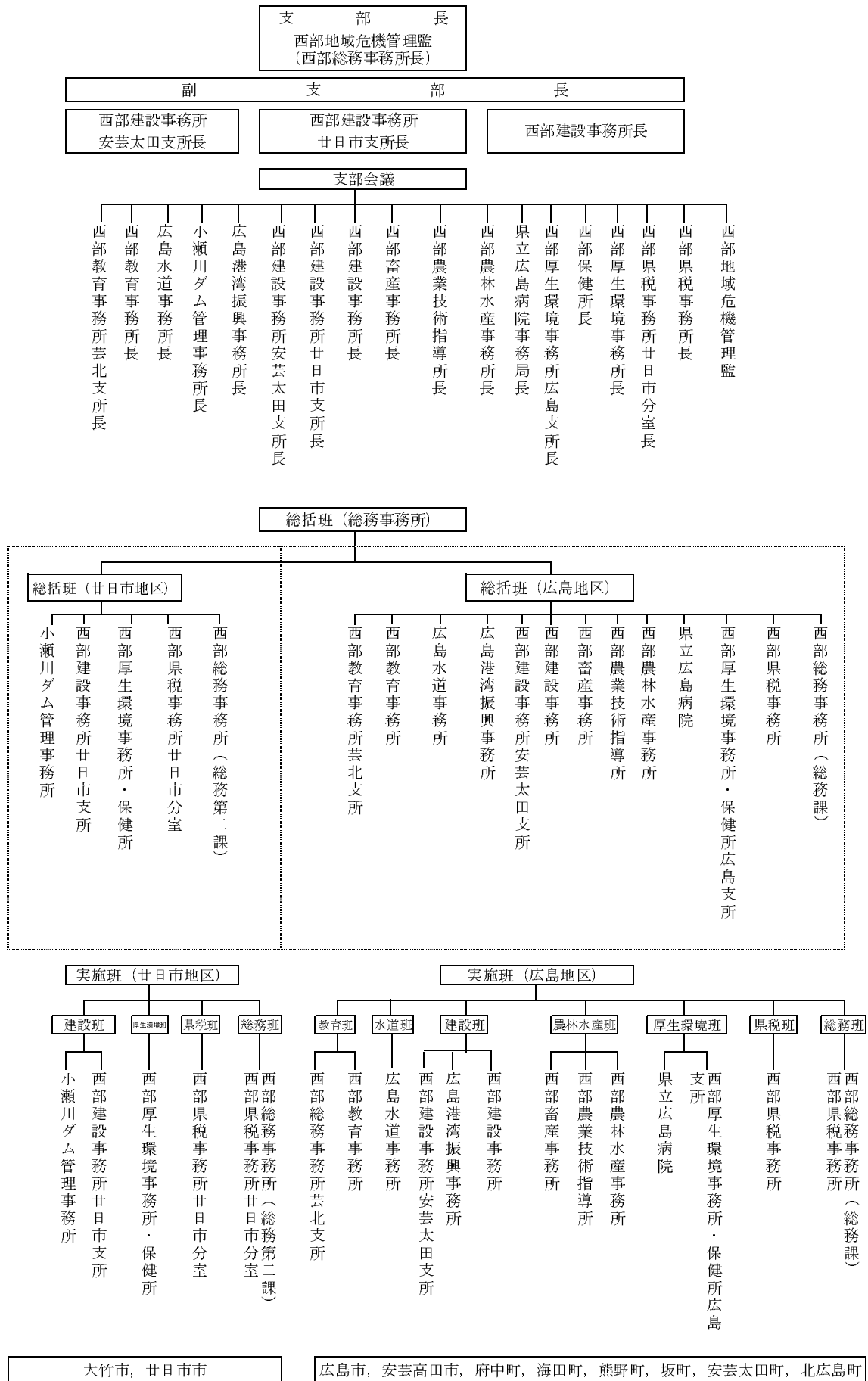
(4) 水防体制 ①水防法関係

水防本部組織図



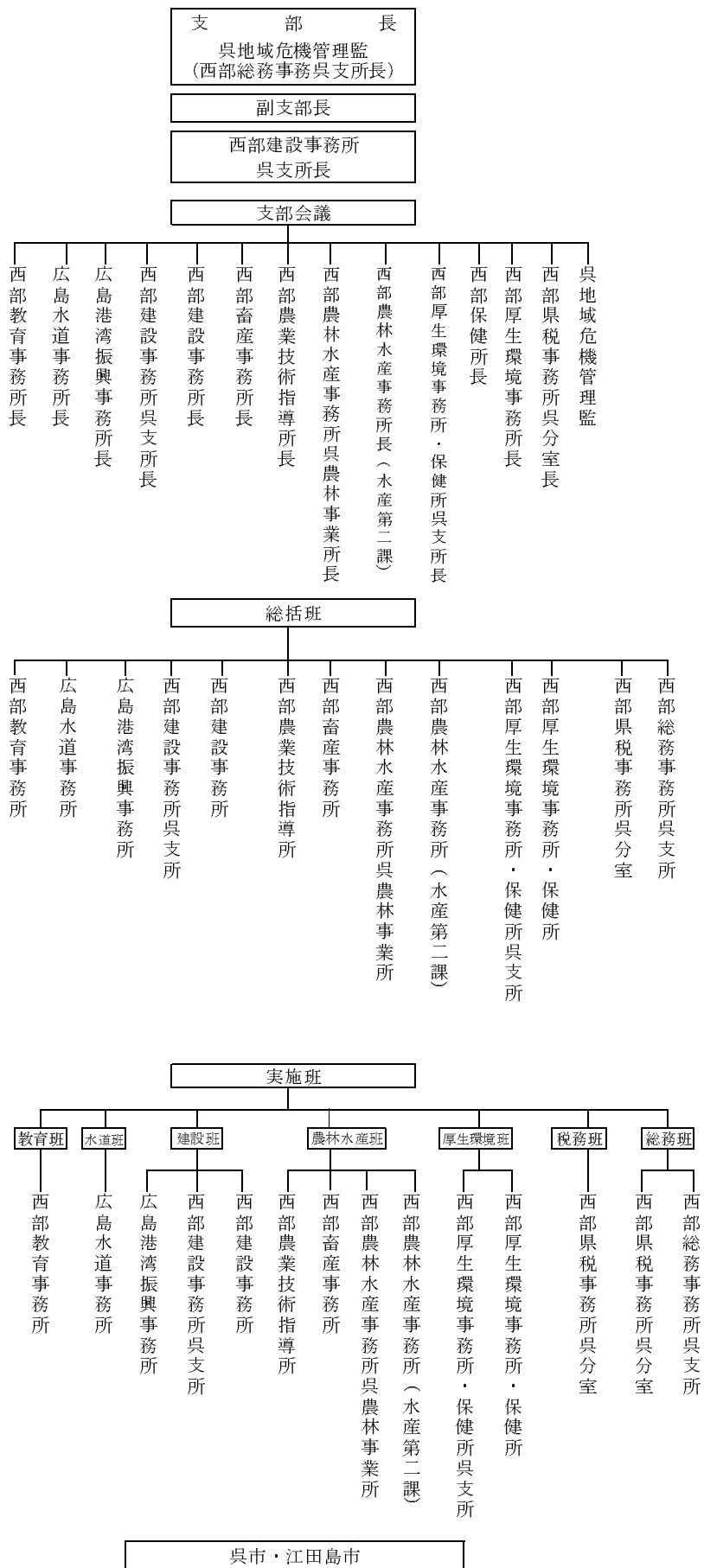
② 災対法関係

広島県災害対策西部支部の機構（災対法に基づく広島県地域防災計画による災対支部組織図）



広島県災害対策呉支部の機構（災対法に基づく広島県地域防災計画書による災対支部組織図）

※ 江田島市は災害対策呉支部の所管となるため、併せて掲載する。



3 公共土木施設の状況

(1) 道路の状況

管内には、国土交通省管理の国道2号、31号及び54号が東西南北の交通軸を形成し、更に、高速自動車道である中国自動車道、中国横断自動車道及び山陽自動車道が都市間交通の用に供している。

県が管理する路線は、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町に存在する一般国道3路線、主要地方道15路線並びに一般県道32路線の計50路線であり、改良率85.6%、舗装率99.1%である。

なお、広島市内の県道は道路法第17条の規定により広島市が管理している。

(平成29年4月1日現在)

種別	路線数	実延長 (m)	改良済		舗装済		備考
			延長(m)	%	延長(m)	%	
一般国道	3	52,947.4	50,100.4	94.6	52,947.4	100	
主要地方道	15	(1,952.1)	(1,251.9)	(64.1)	(1,952.1)	(100)	
		161,052.6	152,051.7	94.4	158,885.3	98.7	
一般県道	32	(740.1)			(740.1)	(100)	
		146,749.3	106,639.6	72.7	145,632.7	99.2	
合計	50	(2,692.2)	(1,251.9)	(46.5)	(2,692.2)	(100)	
		360,749.3	308,791.7	85.6	357,465.4	99.1	

(注) () は、外数でダブルウエイ

(2) 河川の状況

管内には、河川法の適用を受ける河川として、国土交通大臣直轄管理の一級河川が太田川水系8河川、江の川水系1河川あり、また、県知事管理の一級河川(指定区間)が太田川水系49河川、江の川水系43河川、及び二級河川が10水系で19河川ある。

(平成30年4月1日現在)

種別	河川数	流路延長 (km)	指定区間		指定区間外		その他		
			河川数	流路延長 (km)	河川数	流路延長 (km)	河川数	流路延長 (km)	
一級河川	太田川	54	324.74	49	229.87	8	94.87	—	—
	江の川	44	199.46	43	175.16	1	24.3	—	—
二級河川	19	94.95	—	—	—	—	19	94.95	
合計	117	619.15	92	405.03	9	119.17	19	94.95	

(注) ※指定区間及び二級河川は知事管理、指定区間外は国土交通大臣管理

※戸坂川、三篠川及び根谷川の3河川は、指定区間と指定区間外があるため河川数が一致しない。

(3) 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険区域の状況

ア 砂防指定地の状況

管内には、土石流危険渓流が多く、しかも土質が軟弱なため、豪雨に際しては、地盤の崩壊が生じやすい箇所が多数ある。

土石流危険渓流は、3,262 渓流あるが、このうち砂防指定地として、523 箇所が指定済みである。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

管内には、山裾に家屋が密集する地域が多い。現在、急傾斜地崩壊危険箇所は、管内では5,019 所であるが、このうち急傾斜地崩壊危険区域として、571 箇所が指定済みである。

ウ 地すべり防止区域の状況

管内には、地すべり危険箇所が9 箇所あるが、このうち地すべり防止区域として2 箇所が指定済みである。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

砂防指定地		急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域		土砂災害防止法に基づく特別警戒区域告示箇所数
箇所数	規制面積(ha)	箇所数	規制面積(a)	箇所数	規制面積(ha)	箇所数(4.19 現在)
523 (715)	3,594.2267	571 (706)	37,499.14	2	20.12	5,444

(注) () は、追加と新規の合計数を示す。

(4) 海岸保全区域の状況

管内には、国土交通省所管の海岸保全区域が8 箇所ある。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

所管別	海岸名	所在地	延長(m)
国土交通省	小屋浦地区海岸	安芸郡坂町小屋浦	693
	江田島矢の浦地区海岸 (鷺部地先・矢の浦地先)	江田島市江田島町鷺部 江田島市江田島町中央	2,184
	江田島秋月地区海岸	江田島市江田島町秋月	2,845
	岡大王地区海岸	江田島市沖美町岡大王	1,214
	江田島能美遠崎地区海岸	江田島市能美町高田	800
	江田島能美中町地区海岸	江田島市能美町中町	792
	津久茂宮ノ原地区海岸 (津久茂地先・立石地先)	江田島市江田島町津久茂 江田島市江田島町宮ノ原	512
	大君地区海岸	江田島市大柿町大君	385
計	8 箇所		9,425

(5) ダムの状況

ア 魚切ダム

魚切ダムは、総合的な八幡川の開発のため多目的ダムとして、広島市佐伯区五日市町上河内地先に建設したものである。昭和44年4月に調査を開始し、昭和56年5月に12年の歳月と169億円の建設費を投じて竣工した。

治水目的としては、計画高水流量420m³/secのうち360m³/secの調整を行い、流域の治水の安全性を高め水害を防ぐものである。

また、利水目的としては、流水の正常な機能の維持を行うとともに、最大73,000m³/日の水量を確保し、宅地開発により都市化の進む広島市佐伯区、廿日市市の一部に水道用水を供給している。

そのほか、放流水を利用した水力発電により電力を供給している。

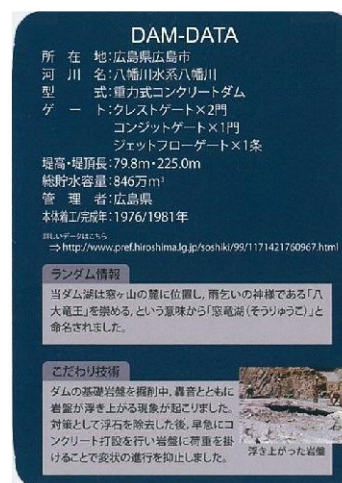
(中国電力(株)による供給 H14.3譲渡 H15.4.8～運転開始)

魚切ダム

■ 本体

■ 貯水池

位置	広島市佐伯区五日市町大字上河内	集水面積	38.4 km ²
形式	重力式コンクリートダム	湛水面積	0.404 km ²
総事業費	169億円	総貯水容量	8,460,000m ³
堤高	79.8m	有効貯水容量	7,840,000m ³
堤頂長	255.0m	治水容量	4,710,000m ³
堤体積	317,000m ³	利水容量	3,130,000m ³
クレストゲート	ラジアルゲート高8.47m 巾8.0m 2門	不特定用水	(610,000m ³)
コンジットゲート	ラジアルゲート高1.7m 巾1.7m 1門	上水道用水	(2,520,000m ³)
表面取水ゲート	多段ゲート高7.9m 巾2.0m 4門	サーチャージ水位	EL 227.0m
利水放流ゲート	ジェットフローゲート径1.00m 1条	常時満水位	EL 210.5m



魚切ダムで配布中のダムカード

イ 梶毛ダム

梶毛ダムは、洪水調整、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のために河川流量の確保を目的として建設され、平成 20 年 10 月に竣工した。

当ダムは、石内川総合治水計画の一環をなしており、石内川沿川の治水安全度を向上させる治水対策と「ひろしま西風新都」の宅地開発に伴う流出増対策を一体事業として実施したもので、「地域整備ダム」とも呼ばれている。

〔経 緯〕

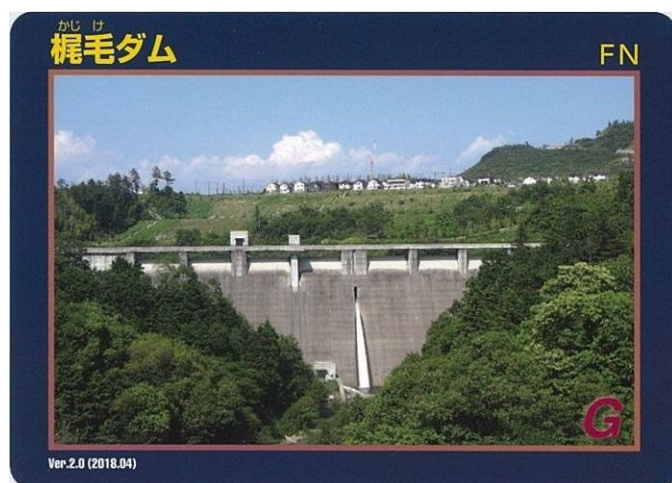
- 昭和 63 年 4 月 : 建設事業に着手
- 平成 3 年 8 月 : 工事用道路工事着手
- 平成 11 年 5 月 6 日 : 損失補償基準確認書調印
- 平成 13 年 12 月 : ダム本体工事に着手
- 平成 17 年 10 月 : ダム本体工事完了、11 月より試験湛水開始
- 平成 18～19 年 : 試験湛水を継続
- 平成 20 年 4 月 23 日 : サーチャージ水位到達、6 月 30 日をもって湛水試験を完了させ、7 月 1 日から通常運用に移行
- 平成 20 年 10 月 10 日 : 竣工式

梶毛ダム

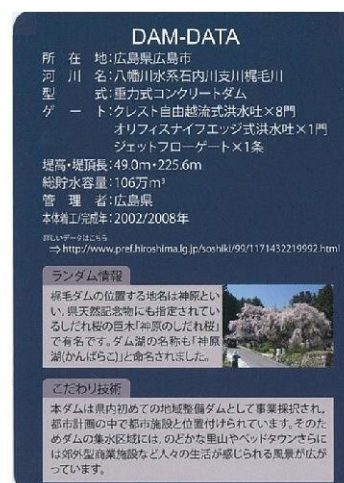
■ 本体

■ 貯水池

位置	広島市佐伯区五日市町大字石内	集水面積	3.5 k m ²
形式	重力式コンクリートダム	湛水面積	0.08 k m ²
総事業費	170 億円	総貯水容量	1,060,000 m ³
堤高	49.0m	有効貯水容量	930,000 m ³
堤頂長	225.6m	治水容量	650,000 m ³
堤体積	94,800 m ³	利水容量	280,000 m ³
非常用洪水吐	巾 12.5m 8 門	不特定用水	(280,000 m ³)
常用洪水吐	高 0.8m 巾 1.0m 1 門	サーチャージ水位	EL 181.6m
利水放流ゲート	ジェットフローゲート 径 0.25m 1 条	常時満水位	EL 171.1m



梶毛ダムで配布中のダムカード



4 重点施策

(1) 道路の整備

経済活動の広域化や地域間競争が激化する中で、広域的な交流・連携の強化は緊急の課題となっている。一方、近年の財政状況の悪化等により、より効率的かつ戦略的な予算執行が求められている。したがって、広島県では「広島県道路整備計画2016」に基づき高規格幹線道路や地域高規格道路など広域交通ネットワークの強化を重点的に進めることとしている。

当事務所では、地域高規格道路である東広島高田道路のうち、向原～吉田間の約5kmについて平成17年度より新規事業着手し、平成19年度から吉田地区の用地買収に着手しており、平成30年度は明かり部の土工やBOXカバート、及び（仮称）向原吉田トンネル工事等の促進を図る。

また、広域交通ネットワークを補完し地域間の交流を促進する道路である主要地方道矢野安浦線及び一般国道487号についても改良工事を実施している。

① 地域高規格道路 東広島高田道路

起終点……東広島市～安芸高田市美土里町

路線延長…約40km

道路規格…第1種第3級

うち向原吉田道路

起終点…安芸高田市向原町

～安芸高田市吉田町

路線延長…約5km

道路規格…第1種第3級



東広島高田道路 路線概要図

② 主要地方道 矢野安浦線

【川角工区】

起終点……安芸郡熊野町川角～呉地

路線延長…約1.1km

道路規格…第4種第1級

③ 一般国道 487号

【小用工区】

起終点……江田島市江田島町中郷～小用

路線延長…約2.5km

道路規格…第3種第2級



道路改良事業 矢野安浦線（安芸郡熊野町）

(2) 河川の整備

平成9年の河川法の改正に伴い河川計画の制度が改められ、地域の意見を踏まえた河川整備の推進を図ることとなった。従来の「工事实施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定が義務付けられた。

当事務所管内では、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を定め、次に示す河川整備を実施している。



高潮対策事業 猿猴川（広島市）

主な整備の概要

① 猿猴川高潮対策事業

事業概要

事業場所	広島市南区松原町・京橋町～向洋大原町・仁保沖町
計画高潮位	T. P+4.4m
全体計画延長	左岸 L=5.5km 右岸 L=6.2km
全体事業費	27,900百万円
事業期間	昭和45年度～

② 安川広域河川改修事業

事業概要

事業場所	広島市安佐南区
全体計画延長	L=7,990m
事業区間	L=4,000m
計画流量	450m ³ /s
事業費	6,103百万円
事業期間	平成4年度～

(3) 砂防・急傾斜地の整備

ア 砂防施設の整備

荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家，耕地，公共施設等を守ることを目的として整備する。

平成 30 年度における通常砂防事業（公共）《災害関連事業は除く》は，大草谷川（広島市佐伯区），奥谷川（広島市安佐北区）など全 32 渓流を予定している。

事業採択要件

- ① 1 件あたり事業費が 1 億円以上のもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂を流下する恐れのある渓流で，公共施設（官庁，学校，病院，道路等のうち相当規模以上のもの），市街地，集落（人家 50 戸以上），耕地（耕地面積 30 ha 以上）の保護効果のあるもの



砂防事業の施工例

八幡川砂防堰堤（江田島市大柿町）

イ 急傾斜地崩壊対策施設の整備

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するために急傾斜地の崩壊を防止する対策を実施し，民生の安定と国土の保全に資することを目的として整備する。

平成 30 年度における急傾斜地崩壊対策事業（公共）《災害関連事業は除く》は，三田尾地区（安芸郡坂町），口田南 2 丁目 6 地区（広島市安佐北区）など，全 33 地区を予定している。

事業採択要件（県事業）

- ① 1 件あたりの事業費が 7,000 万円以上のもの
- ② 急傾斜地の高さが 10m 以上あること
- ③ 移転候補地がないこと
- ④ 人家概ね 10 戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの



急傾斜地崩壊対策事業の施工例

大町西一丁目 11 地区（広島市安佐南区）

(4) 災害復旧事業

① 8・20土砂災害

当事務所管内では、平成26年8月19日から20日にかけての局地的豪雨により、安佐北区の三入東雨量観測局では20日午前4時までの時間雨量が121mm、午前9時までの24時間雨量が284mmを観測した。この豪雨により安佐北区、安佐南区を中心として土石流107箇所、がけ崩れ59箇所が発生し、土砂災害などで77名が犠牲になるという甚大な被害を受けた。

この土砂災害を受け、当事務所では、緊急的な土砂災害対策として災害関連緊急砂防事業を安佐北区で7箇所、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を安佐北区で3箇所、安佐南区で1箇所の合計11箇所を実施し、平成27年度末に完成した。

さらに地域の安全性を高める必要のある箇所において、特定緊急砂防事業等を6箇所を実施しており、平成29年度末までに5箇所が完成した。



根谷川支川101（広島市安佐北区可部東6丁目）



桐原川支川13（広島市安佐北区可部町桐原）

また、公共土木施設災害として、平成 26 年度は一級河川太田川水系栄堂川，根谷川，桐原川等で被害を受けた。

災害復旧工事として、河川災害復旧工事を中心に 74 箇所へのぼり、平成 28 年度内に完成している。



被災状況

復旧状況

平成 26 年発生災害 一級河川太田川水系栄堂川 河川災害復旧工事（広島市安佐北区白木町）

平成 26 年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりである。

単位：件数，千円

	河川		砂防設備		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
2 次査定	2	48,595	—	—	2	48,595
3 次査定	13	127,350	1	4,513	14	131,863
4 次査定	49	991,807	9	122,988	58	1,114,795
計	64	1,167,752	10	127,501	74	1,295,253

② 平成 29 年度公共土木施設災害

平成 29 年度は梅雨前線及び台風による豪雨で、安芸高田市及び広島市において 41 箇所、被害額約 312 百万円の公共土木施設災害が発生した。

平成 29 年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりである。

単位：件数，千円

	河川		砂防設備		道路		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
5 次査定	12	83,329	4	55,566	—	—	16	138,895
6 次査定	9	52,394	7	61,715	—	—	16	114,109
8 次査定	8	54,562	—	—	—	—	8	54,562
9 次査定	—	—	—	—	1	4,468	1	4,468
計	29	190,285	11	117,281	1	4,468	41	312,034

(5) 土砂災害防止法に基づく区域指定

平成 11 年 6 月の梅雨前線豪雨により広島市西部でがけ崩れや土石流が同時多発し、山裾に展開した新興住宅地で著しい被害が発生した。

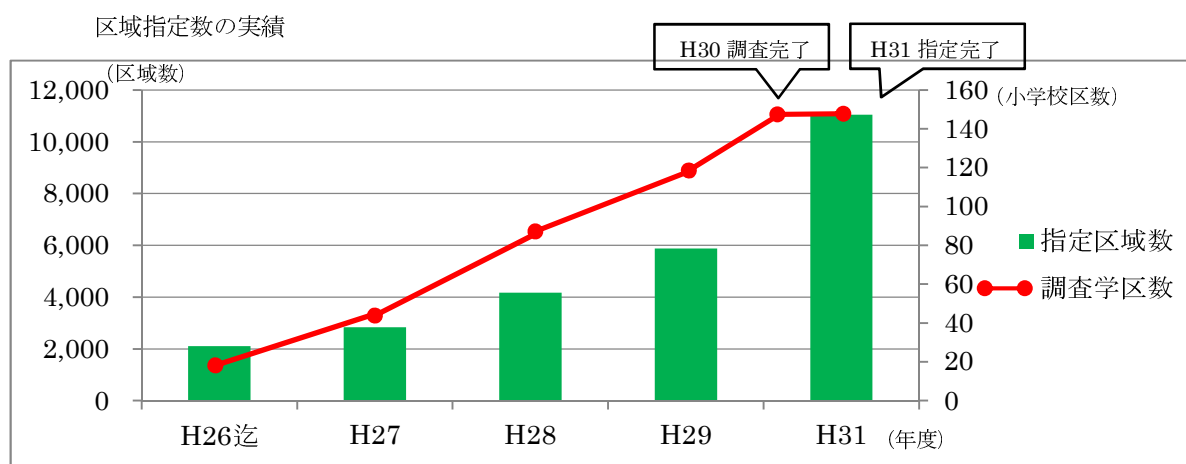
この災害を契機に、土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅開発の抑制等を目的とする「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」が制定され、平成 13 年 4 月 1 日より施行（改正：平成 27 年 1 月 18 日）された。

この法律に基づいて土砂災害警戒区域等の区域指定を行い、警戒避難体制の整備等のソフト対策を講じている。

更に、平成 26 年 8 月 20 日の土砂災害を踏まえ、平成 27 年から基礎調査と区域指定の加速化を行っており、区域指定を平成 31 年度までに完了させることを目標としている。

西部建設事務所管内の平成 30 年 4 月 19 日現在での区域指定箇所数は、土砂災害警戒区域が 5,874 箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域が 5,444 箇所である。

また、区域指定にあたっては、住民の理解及び自主防災活動の充実・強化の促進のため、説明会を実施している。



西部建設事務所土砂災害警戒区域指定状況（平成 30 年 4 月 19 日現在）

土砂災害警戒区域数（推定値）	区域指定数	指定率
11,501	5,874	51.1%

説明会実施状況



(6) 街路整備

街路事業の推進

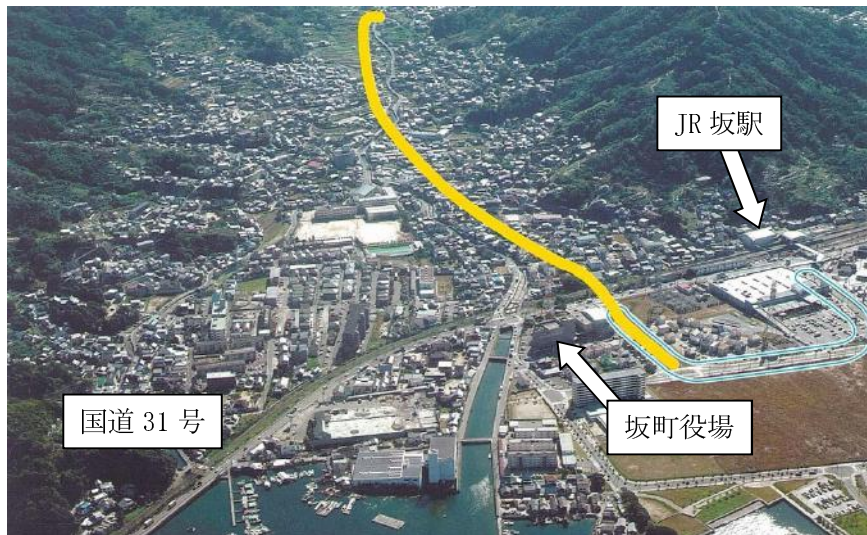
安全で円滑な都市交通の確保及び都市環境の整備を図るため、「広島県道路整備計画 2016」に基づき、坂中央線、青崎池尻線等の街路整備を進めている。

ア 坂中央線

坂中央線街路整備事業は、JR 呉線と国道 31 号に分離された新市街地と旧市街地の交流・連携の強化と、国道交差点および JR 踏切により生じる渋滞の緩和を目的とする事業であり、一般県道坂小屋浦線道路改良事業と一体的に進めることとしている。平成 22 年度に事業着手し、用地取得に努めている。

都市計画道路坂中央線・一般県道坂小屋浦線の概要

- (a) 延 長 L = 約 1.5km
- (b) 事業箇所 安芸郡坂町平成ヶ浜～坂町坂東
- (c) 道路構造 幅員 W = 17m (2 車線)
- (d) 構 造 平面，一部高架構造 (JR 呉線高架)



イ 青崎池尻線

青崎池尻線は、府中町内を南北に結び、幹線街路網を構成する路線である。当事業は、新たに2車線の街路を整備することにより、向洋駅利用者の利便性向上及び向洋駅北口へのアクセス機能の強化による交通の円滑化を目的とした街路改良事業である。

当事業は、平成24年度に事業着手され、用地取得に努めるなど鋭意事業推進を図っているところである。

青崎池尻線街路事業の概要

- (a) 延長及び幅員 L=350m, W=12m (2車線)
- (b) 事業箇所 安芸郡府中町青崎中～桃山二丁目
- (c) 事業期間 平成24年度～平成31年度(現事業認可期間)



(7) 広島市東部地区連続立体交差事業

広島都市圏東部の向洋駅及び海田市駅周辺は、山陽本線・呉線によって市街地が分断され、踏切遮断による交通渋滞等により、都市機能が著しく阻害された状況となっている。このため、当該地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化及び健全な街づくりを行うことを目的として連続立体交差事業を推進するものである。

また、これと併せて関連街路の整備や、向洋駅及び海田市駅周辺における土地区画整理事業を行い、安全で住み良い居住環境の改善と拠点機能の強化を図ることとしている。

なお、現在、共同事業者である広島市と連携し、公共事業を取り巻く環境の変化を踏まえ事業見直しに取り組み、平成 30 年 2 月に県、広島市、府中町及び海田町の関係 4 者で合意した見直し案を基本に検討を進めているところである。

事業の概要（見直し検討中）

(a) 事業区間及び事業主体

事業区間は下図のとおりである。このうち、府中町・海田町の地域は広島県が、広島市域は広島市が事業主体として施行する。

(b) 事業箇所

広島市（南区青崎、安芸区船越）、安芸郡府中町、安芸郡海田町

(c) 事業内容

山陽本線・呉線の高架化

(d) 事業費

約 960 億円（県：約 606 億円 市：約 354 億円） *各々 J R 分を含む

(e) 事業期間

平成 5 年度～平成 34 年度

延長	山陽本線 L=4.6km (海田市石原～府中町鹿籠一丁目) 呉線 L=1.7km (安芸区矢野東一丁目～海田市駅)
線数	山陽本線 4線 呉線 1線
除去踏切	山陽本線 16箇所 呉線 4箇所 合計 20箇所

※上記概要は、見直し検討中のため、見直し検討前のものを記載している。



事業区間（見直し検討中）



完成予想図

(8) 下水道の整備

太田川流域下水道（瀬野川処理区）事業

広島市（東区・南区・安芸区），安芸郡府中町，海田町，熊野町及び坂町を計画区域とする流域下水道事業を実施している。全体計画の処理区域面積は5,254ha，計画人口は288,290人である。

幹線管渠は，安芸幹線，瀬野川幹線，熊野幹線及び坂幹線の4幹線で，総延長は28,420m，平成11年度末に全線供用した。

また，終末処理場である東部浄化センターは，昭和58年7月に建設工事に着手し，昭和63年10月に3池（24,600 m³/日）で供用開始した。

現在，第1系列は12池（98,400 m³/日）を供用しており，第2系列は6池（49,980 m³/日）を供用している。

今後は，老朽化した設備等の更新工事を進めていくとともに，流域関連市町から流入する汚水量の増加に合わせて施設整備を行う。



太田川流域下水道 東部浄化センター
(広島市南区向洋沖町)

a 施工施設

平成30年度予定工事	
東部浄化センター1系反応タンク（5池，6池）改築（土木）	
東部浄化センター1系反応タンク（4～6池）設備更新（機械・電気）	
東部浄化センター1系ポンプ棟除塵機設備更新	
東部浄化センター管理本館制御・計装電源，監視制御設備更新	
東部浄化センター特高受電設備増設	
東部浄化センター自家発電機・余剰ガス燃焼装置・脱臭設備基礎設置	
東部浄化センター自家発電機設置	
東部浄化センター1系消化タンク（No. 1，2）設備更新（機械）	
東部浄化センター1系汚泥脱水機（No. 1）設備更新（機械・電気）	
東部浄化センター管理本館耐震対策（建築）	
東部浄化センター1系ポンプ棟汚水ポンプ設備更新（機械・電気）	

b 整備状況

(平成30年4月1日現在)

項目		全体計画	現有能力
排除方式		分流式	分流式
幹線管渠延長 (m)		28,420	28,420
東部 浄化 セ ン タ ー	処理能力 (m ³ /日最大)	152,970	148,380
	処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速砂ろ過法	(第1系列) 標準活性汚泥法+急速砂ろ過法
			(第2系列) 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速砂ろ過法
		汚泥	消化+脱水+熔融
敷地面積 (ha)		30.68	30.68

(9) 維持修繕事業

ア アセットマネジメントの推進

本県では、これまで道路、河川、砂防や港湾など、多岐にわたる公共土木施設の整備に積極的に取り組んできた。その結果、いまだ十分とはいえないものの、高度成長期を経て多くの公共土木施設を整備し、社会経済活動や県民生活の向上を支えてきた。

しかしながら、高度成長期に整備された多くは、既に建設後 40 年を迎えており、今後、集中的に更新時期を迎えることから、既存施設を有効に活用し、維持修繕費を含めた総合コストの縮減及び施設の長寿命化を図る必要がある。

このため、広島県では計画的かつ効率的な維持管理を推進するとともに、体系的に維持管理を進めるためのアセットマネジメントを行っている。

そこで、当所では、アセットマネジメントの基礎となる既存施設のデータ（延長、幅、構造、材質、施工年度、補修履歴など）を体系的に整備するために、各施設の重要度や優先度に応じてパトロールや定期点検など計画的に施設点検を実施する。

イ 今までの取組状況

平成 17 年度に「公共土木施設維持管理基本計画」を策定し、それに基づいて、各種マニュアルの策定、施設点検及びシステムの構築などを行ってきた。

また、平成 26 年度に策定した「インフラ老朽化対策の中期的な取組み」と主要な施設ごとの「修繕方針」に沿って、計画的な維持管理に取り組んでいる。

(国) 433 号 式敷大橋 (安芸高田市高宮町佐々部)



補修前



補修後

(10) 事務移譲

広島県の分権改革を実現するために、「分権システム推進計画」が策定され、平成17年度から、それぞれ管内の市町へ権限を移譲することとなった。

平成18年度より各市町と事務移譲に関する覚書の締結を開始し、順次科目の追加等を行っており、平成20年度から次のような事務移譲を実現している。

市町名	科 目				
	道路改良	交通安全施設	道路施設等維持	急傾斜維持修繕	護岸等維持修繕
広島市	—	—	—	市内一円	—
安芸高田市	主要地方道 1 路線 一般県道 3 路線	一般県道 1 路線 (一種) 市内一円 (二種)	市内一円 ※	市内一円	—
江田島市	一般県道 2 路線	市内一円 (二種)	市内一円 ※	市内一円	市内一円
府中町	—	町内一円 (二種)	町内一円	町内一円	—
海田町	—	町内一円 (二種)	町内一円	町内一円	—
熊野町	—	町内一円 (二種)	町内一円 ※	町内一円	—
坂町	—	—	町内一円	町内一円	町内一円

主な移譲路線名

市町名	道路改良	交通安全施設 (一種)
安芸高田市	(主) 千代田八千代線 (一) 船木上福田線 (一) 中北川根線 (一) 三次江津線	(一) 邑南高宮線
江田島市	(一) 大君深江線 (一) 深江柿浦線	

※ 道路施設等維持対象外路線名

市町名	路 線 名
安芸高田市	国道433号, (主) 浜田八重可部線, (主) 吉田邑南線, (主) 吉田豊栄線, (主) 広島三次線, (主) 三次美土里 線
江田島市	国道487号
熊野町	(主) 矢野安浦線

(11) プレジャーボート等不法係留対策

広島港地域の河川や港湾には、2,214隻（平成18年国土交通省・農林水産省のプレジャーボート全国実態調査）の不法係留されたプレジャーボートがあり、うち県知事管理の2河川（京橋川，猿猴川）には567隻が不法に係留されていた。

河川区域内の不法係留対策を進めるため、平成10年9月に国土交通省中国地方整備局と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、不法係留船の対策に着手した。

特にプレジャーボートの放置による問題が大きいと認められる水域から、係留保管施設の整備状況に応じて、順次「重点的撤去区域」を指定し、適正な不法係留船の対策に取り組んでいる。

平成19年には、「ボートパーク広島」が供用開始され、係留保管施設の充足が図られた。

河川・港湾等関係水域管理者が連携して、規制区域を拡大し、平成19年10月には京橋川及び猿猴川の全域を重点的撤去区域に指定し、さらに平成23年2月には、瀬野川・矢野川・御幸川及び岡の下川の4河川を重点撤去区域に指定した。

当所で管理している河川は、ほぼ対象区域となり、不法係留船等の調査及び指定に関する周知等に取り組み、不法係留しているプレジャーボートの所有者に対して、自主退去を求める勧告文書を送付するなど、対策を推進し、不法係留船の減少に努めている。

プレジャーボート等不法係留の状況（プレジャーボート全国実態調査結果（国土交通省他））

区 分	H18 調査	H22 調査	H26 調査	備 考
広島港地域の河川・港湾	2,214 隻	1,576 隻	962 隻	
京橋川・猿猴川	567 隻	271 隻	125 隻	H19.10 に全域を重点的撤去区域に指定
瀬野川，矢野川，御幸川，岡の下川	—	211 隻	32 隻	H23.2 に重点的撤去区域に指定

5 主要関連資料

(1) 予算の概要

区 分		平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
公共事業	土木事業	(54) 109	(2,494,619) 3,590,507	(49) 103	(2,460,618) 2,606,447	(63) 102	(2,899,066) 4,550,000	126.7
	都市事業	(6) 6	(342,572) 1,429,960	(6) 6	(342,572) 472,182	(6) 5	(420,551) 449,800	31.5
	計	(60) 115	(2,837,191) 5,020,467	(55) 109	(2,803,190) 3,078,629	(69) 107	(3,319,617) 4,999,800	99.6
災害復旧 事業	土木事業	(24) 13	(94,580) 110,257	(24) 31	(89,272) 158,134	(19) 23	(68,030) 181,304	164.4
	都市事業	0	0	0	0	0	0	-
	計	(24) 13	(94,580) 110,257	(24) 31	(89,272) 158,134	(19) 23	(68,030) 181,304	164.4
単独建設 事業	土木事業	(0) 56	(0) 1,096,800	(0) 56	(0) 1,383,589	(0) 52	(0) 894,300	81.5
	都市事業	(0) 4	(0) 180,325	(0) 6	(0) 31,056	(0) 5	(0) 224,325	124.4
	計	(0) 60	(0) 1,277,125	(0) 62	(0) 1,414,645	(0) 57	(0) 1,118,625	87.6
維持修繕	土木事業		(0) 1,271,442		(0) 1,451,602		(0) 1,343,346	105.7
	都市事業		0		0		0	-
	計		(0) 1,271,442		(0) 1,451,602		(0) 1,343,346	105.7
その他 事業	土木事業	(1) 3	(11,000) 495,367	(1) 2	(11,000) 405,964	(0) 4	(0) 461,376	93.1
	都市事業	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	-
	計	(1) 3	(11,000) 495,367	(1) 2	(11,000) 405,964	(0) 4	(0) 461,376	93.1
合 計	土木事業	(79) 181	(2,600,199) 6,564,373	(74) 192	(2,560,890) 6,005,736	(82) 181	(2,967,096) 7,430,326	113.2
	都市事業	(6) 10	(342,572) 1,610,285	(6) 12	(342,572) 503,238	(6) 10	(420,551) 674,125	41.9
	計	(85) 191	(2,942,771) 8,174,658	(80) 204	(2,903,462) 6,508,974	(88) 191	(3,387,647) 8,104,451	99.1

(注) 上段 () 書きは前年度からの繰越事業で外数である。

ア 公共事業の状況

事業名	区分	平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %
		当初 (A)		最終		当初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
道路	道路改良 (通常)	(1) 1	(144,000) 395,000	(1) 1	(144,000) 322,000	(1) 1	(156,000) 417,000	105.6
	道路改良 (交付金・公共)	(4) 6	(202,500) 479,000	(4) 6	(202,500) 305,400	(5) 7	(173,600) 1,422,000	296.9
	交通安全 (交付金・公共)	(3) 4	(75,500) 271,491	(3) 4	(75,500) 199,491	(3) 4	(72,000) 245,200	90.3
	道路災害防除 (交付金・公共)	(3) 14	(98,000) 278,000	(3) 18	(98,000) 263,500	(4) 12	(89,000) 352,000	126.6
	舗装補修 (交付金・公共)	(0) 1	(0) 9,000	(0) 1	(0) 9,000	(0) 0	(0) 0	0.0
	計	(11) 26	(520,000) 1,432,491	(11) 30	(520,000) 1,099,391	(13) 24	(490,600) 2,436,200	170.1
河川	中小河川改修							-
	小規模河川改修							-
	河川補修							-
	河川改修	(6) 8	(214,685) 325,266	(6) 9	(237,685) 164,786	(6) 7	(292,480) 306,000	94.1
	高潮対策	(1) 1	(168,000) 483,000	(1) 1	(168,000) 409,500	(1) 1	(535,500) 117,000	24.2
	その他	(1) 1	(18,900) 55,100	(1) 1	(18,900) 55,100	(0) 0	(0) 0	0.0
	計	(8) 10	(401,585) 863,366	(8) 11	(424,585) 629,386	(7) 8	(827,980) 423,000	49.0
砂防	通常砂防	(14) 34	(538,676) 636,750	(11) 33	(505,675) 493,779	(18) 34	(581,721) 929,400	146.0
	急傾斜地崩壊対策	(13) 36	(761,591) 586,800	(13) 26	(737,591) 357,591	(23) 34	(953,965) 738,900	125.9
	地すべり	(3) 2	(6,867) 18,600	(2) 2	(6,867) 15,800	(1) 2	(2,800) 22,500	121.0
	特定緊急砂防	(5) 1	(265,900) 52,500	(4) 1	(265,900) 10,500	(1) 0	(42,000) 0	0.0
	計	(35) 73	(1,573,034) 1,294,650	(30) 62	(1,516,033) 877,670	(43) 70	(1,580,486) 1,690,800	130.6
土木事業計		(54) 109	(2,494,619) 3,590,507	(49) 103	(2,460,618) 2,606,447	(63) 102	(2,899,066) 4,550,000	126.7
都市事業	流域下水道	(2) 2	(11,200) 245,800	(2) 2	(11,200) 72,064	(2) 2	(104,351) 143,800	58.5
	街路改良 (通常)							-
	街路改良 (交付金・公共)	(4) 4	(331,372) 1,184,160	(4) 4	(331,372) 400,118	(4) 3	(316,200) 306,000	25.8
都市事業計		(6) 6	(342,572) 1,429,960	(6) 6	(342,572) 472,182	(6) 5	(420,551) 449,800	31.5

イ 災害復旧事業の状況

区 分 事業名		平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %	
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)			
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)		
公 共 事 業	過 年 発 生 災 害	平成27年発生災害						-	
		平成28年発生災害	13	110,257	13	88,329	(3)	(5,421)	-
		平成29年発生災害					23	181,304	-
		計	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(5,421)	-
	平成28年発生災害	(24)	(94,580)	(24)	(89,272)			-	
	平成29年発生災害			18	69,805	(16)	(62,609)	-	
	計	(24)	(94,580)	(24)	(89,272)	(16)	(62,609)	-	
	合 計	0	0	18	69,805	0	0	-	
		(24)	(94,580)	(24)	(89,272)	(19)	(68,030)	-	
		13	110,257	31	158,134	23	181,304	-	

ウ 単独建設事業の状況

区 分 事業名		平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
道 路	道路改良	13	536,200	11	621,989	13	348,000	64.9
	交通安全施設整備	7	43,500	4	43,500	6	36,500	83.9
								-
	計	20	579,700	15	665,489	19	384,500	66.3
河 川	河川改良	15	357,000	15	456,000	13	328,000	91.9
	河川緊急防災							-
	計	15	357,000	15	456,000	13	328,000	91.9
砂 防	通常砂防	19	154,100	24	256,100	18	176,800	114.7
	急傾斜地崩壊対策	1	5,000	1	5,000	1	4,000	80.0
	地すべり	1	1,000	1	1,000	1	1,000	100.0
	計	21	160,100	26	262,100	20	181,800	113.6
土木事業計		56	1,096,800	56	1,383,589	52	894,300	81.5

区 分 事 業 名		平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
都市事業	流域下水道	1	10,325	1	3,571	1	10,325	100.0
	街路改良 (地方特定)	3	170,000	5	27,485	4	214,000	125.9
都市事業計		4	180,325	6	31,056	5	224,325	124.4

エ 維持修繕の状況

区 分 事 業 名		平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
道 路	道路災害防除		100,300		109,140		68,800	68.6
	舗装道補修		122,000		122,000		146,000	119.7
	道路施設等維持		295,299		303,529		358,568	121.4
	計		517,599		534,669		573,368	110.8
河 川	海岸維持修繕		9,000		9,000		8,000	88.9
	河川維持修繕		482,543		559,943		507,078	105.1
	計		491,543		568,943		515,078	104.8
砂 防	砂防維持修繕		130,000		140,000		130,200	100.2
	急傾斜維持修繕		95,000		129,000		94,000	98.9
	地すべり維持修繕		0		0		400	皆増
	計		225,000		269,000		224,600	99.8
港 湾	港湾維持修繕		300		283		300	100.0
	計		300		283		300	100.0
そ の 他	総合維持		37,000		78,707		30,000	81.1
	計		37,000		78,707		30,000	81.1
土木事業計			1,271,442		1,451,602		1,343,346	105.7

オ その他事業の状況（受託事業を含む）

区 分 事業名		平成29年度				平成30年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
受託事業	道路	1	82,000	1	7,000	1	18,000	-
	河川	0	0	0	0	0	0	-
	通常砂防	0	0	0	0	0	0	-
	その他	(1) 2	(11,000) 65,000	(1) 1	(11,000) 38,583	(0) 3	(0) 100,233	154.2
	計	(1) 3	(11,000) 147,000	(1) 2	(11,000) 45,583	(0) 4	(0) 118,233	80.4
移譲交付金	道路改良		51,300		51,300		51,300	100.0
	交通安全施設費 (単独)		5,000		5,000		5,000	100.0
	道路施設等維持 (維持修繕)		230,600		244,600		223,900	97.1
	急傾斜維持修繕費		30,410		30,410		30,410	100.0
	護岸等修繕費		3,000		3,000		3,000	100.0
	計		320,310		334,310		313,610	97.9
その他事業	ダム管理		28,057		25,990		28,503	101.6
	放置艇対策費		0		81		680	皆増
	都市計画関連審議会 等運営費		0		0		350	皆増
	計		28,057		26,071		29,533	105.3
土木事業計		(1) 3	(11,000) 495,367	(1) 2	(11,000) 405,964	(0) 4	(0) 461,376	93.1

(2) 用地補償の状況

平成 29 年 度 (実 績)

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

事 業 名		用地補償費 (千円)	事 業 箇所数	土 地 買収筆数	家 屋 移転件数	備 考	
国	交通安全施設等整備 (交付金)	51,309	3	55	0		
	道路災害防除 (交付金)	71	1	0	0		
	道路改良	15,437	1	0	0		
	道路改良 (交付金)	321,296	3	29	5		
	高潮対策 (交付金)	20,501	1	0	0		
	特定緊急砂防	7,231	3	0	0		
	通常砂防 (交付金)	157,348	12	27	0		
	急傾斜地崩壊対策 (交付金)	10,446	13	-	0	使用貸借	
	都市計画街路 (交付金)	151,614	2	8	2		
	過年発生災害復旧	26	1	2	0		
補	小 計	735,279	40	121	7		
単	交通安全施設等整備	945	2	1	0		
	道路改良	290,798	11	39	3		
	河川改良	672	2	1	0		
	通常砂防	5,839	3	9	0		
	道路災害防除 (維持修繕)	1,728	5	3	0		
	護岸等修繕 (維持修繕)	228	2	2	0		
	急傾斜維持修繕	0	1	-	0	使用貸借	
	都市計画街路	684	2	0	0		
県	小 計	300,894	28	55	3		
先行取得	都市計画街路	-	-	-	-		
	土地開発公社資金	65,458	1	2	2		
	小 計	65,458	1	2	2		
計		1,101,631	69	178	12		

※用地補償費には繰越額を含む。

平成 30 年 度 (計 画)

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

事 業 名		用地補償費 (千円)	事 業 箇所数	土 地 買収筆数	家 屋 移転件数	備 考
国	交通安全施設等整備(交付金)	148,180	4	64	4	
	道路災害防除(交付金)	50	2	1	0	
	道路改良	5,000	1	0	0	
	道路改良(交付金)	642,499	4	36	9	
	河川改修(交付金)	70,500	2	0	0	
	高潮対策(交付金)	20,000	1	0	0	
	通常砂防(交付金)	154,868	13	77	0	
	特定緊急砂防	1,000	1	0	0	
	地すべり対策砂防(交付金)	0	1	-	0	使用貸借
	急傾斜地崩壊対策(交付金)	11,710	15	-	0	使用貸借
補	都市計画街路(交付金)	278,792	3	9	3	
	小 計	1,332,599	47	187	16	
単	交通安全施設等整備	7,160	2	5	0	
	道路改良	148,640	12	18	3	
	河川改良	300	1	0	0	
	通常砂防	23,468	5	10	0	
	道路災害防除(維持修繕)	210	4	3	0	
	道路施設等維持(維持修繕)	0	1	-	0	使用貸借
	急傾斜維持修繕	0	1	-	0	使用貸借
	都市計画街路	85,800	2	6	1	
	小 計	265,578	28	42	4	
県	都市計画街路	0	0	0	0	
	土地開発公社資金	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	
計	1,598,177	75	229	20		

※用地補償費には繰越額を含む。

(3) 管理の状況

ア 道路の管理

管内の道路は、一般国道3路線、県道47路線で、360.75キロメートルである。

これらの道路における安全の確保と機能の向上を図るため、職員による通常パトロール及び委託業者による道路巡視により、危険箇所の点検、不法占用物件の除去、その他路面異常の早期発見に努めている。

イ 河川の管理

管内の河川は、県知事管理の一級河川が92河川、405.03キロメートル、二級河川が19河川、94.95キロメートルである。

これらの管理に当っては、河川法の規定に基づき適正な河川の利用と、流水の正常な維持ができるように努めるとともに、河川敷地内に存在する不法占用物件の除去等適正な維持管理に努めている。

ウ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の管理

管内の砂防指定地は523箇所、急傾斜地崩壊危険区域は571箇所、地すべり防止区域は2箇所を指定している。

これらの管理に当っては、有害行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の充実に努めている。

エ 海岸保全区域の管理

管内では、国土交通省所管の海岸保全区域として8箇所を指定している。

これらの管理に当っては、パトロール等により、危険箇所の早期発見、不法占用物件の除去等適正な利用、運営等がなされるよう維持管理に努めている。

オ 広島県アダプト制度について

マイロードシステム、ラブリバー制度を統合して、平成20年度からアダプト団体に活動奨励金を支給する広島アダプト活動支援事業がスタートし、住民、企業、団体等と県・市町・NPO法人が協力して、道路、河川の管理、美化活動に取り組んでいる。

カ 道路、河川、砂防等の許可等件数

区 分		許 可 等 件 数		備 考
		平成28年度	平成29年度	
道 路 占 用 許 可	新規	313	303	
	更新	315	296	
道 路 改 築 承 認		41	29	
道 路 工 事 施 工 命 令		55	72	
特 殊 車 両 通 行 許 可	新規	99	198	
	更新	25	31	
	協議	294	410	
河 川 法 承 認 (2 0 条)		0	3	
河 川 法 許 可 (2 3 条)	新規	0	1	
	更新	4	2	
河 川 法 許 可 (2 4 ・ 2 6 ・ 2 7 条)		382	356	
河 川 法 許 可 (2 4 条)	更新	604	420	
河 川 法 (3 4 条)	承認	5	8	
普 通 河 川 等 の 工 事 許 可		58	68	

区 分		許 可 等 件 数		備 考
		平成28年度	平成29年度	
砂防指定地内制限行為許可（同意）		72	152	
砂防設備占用許可（同意）	新規	149	138	
	更新	276	415	
急傾斜地崩壊危険区域内制限行為の許可		40	42	
地すべり防止区域内制限行為の許可		0	0	
土砂災害防止法に関する 特定開発行為許可（同意）	新規	0	2	
	更新	0	0	
岩石採取計画の認可		0	2	
砂利採取計画の認可		0	0	
海岸保全区域の占用許可	新規	1	0	
	更新	0	3	
その他の海岸法関係許可	新規	0	1	
	更新	1	0	
一般海域占用許可等	新規	15	21	
	更新	6	19	
境 界 立 会	道路	49	41	
	河川	58	80	
	砂防	38	57	
	海岸	2	0	
境 界 確 定 協 議	道路	33	28	
	河川	39	57	
	砂防	30	40	
	海岸	1	0	
境 界 確 定 証 明	道路	10	4	
	河川	4	2	
	砂防	5	1	
	海岸	0	0	
そ の 他 各 種 証 明		4	5	
計		3,028	3,307	

キ アダプト活動認定団体数

(平成30年4月1日現在)

区 分	認定数	備 考
マイロード	68	
ラブリーダー	121	
計	189	

(4) 建設業及び宅地建物取引業の指導

ア 建設業許可申請等受理件数

種 別			受 理 件 数			
			平成28年度	平成29年度		
建設業	許可申請	新 規	572	553		
		内 訳	大 臣 許 可	26	22	
			知 事 許 可	546	531	
		更 新	1,336	1,261		
		内 訳	大 臣 許 可	29	36	
			知 事 許 可	1,307	1,225	
	変更届	決 算 ・ 役 員 等	8,599	8,296		
		内 訳	大 臣 許 可	606	650	
			知 事 許 可	7,993	7,646	
	審査申請	審査	経 営 事 項 審 査	1,410	1,366	
			内 訳	大 臣 許 可	107	108
				知 事 許 可	1,303	1,258
			経 営 事 項 審 査 (再 審 査)	0	0	
		内 訳	大 臣 許 可	0	0	
			知 事 許 可	0	0	
			建 設 工 事 等 入 札 参 加 資 格 (注)	457	37	
		内 訳	建 設 業 : 大 臣 許 可	9	5	
			建 設 業 : 知 事 許 可	405	25	
			測 量 及 び 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	43	7	
	営 業 所 調 査	0	0			
	計	12,374	11,513			
浄化槽工事業	登録	新 規	0	2		
		更 新	2	2		
		変 更	0	0		
	届出	新 規	2	4		
		変 更	54	40		
	計	58	48			
解体工事業	登録	新 規	15	14		
		更 新	11	11		
		変 更	6	8		
		計	32	33		

(注) 建設工事等入札参加資格

		26年度 (本申請)	27年度 (追加申請)	28年度 (追加申請)	計
「平成27・28年度分」申請数		495	40	10	545
内 訳	建 設 業 : 大 臣 許 可	12	4	1	17
	建 設 業 : 知 事 許 可	438	26	5	469
	測 量 及 び 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	45	10	4	59

		28年度 (本申請)	29年度 (追加申請)	30年度 (追加申請)	計
「平成29・30年度分」申請数		447	37	-	484
内 訳	建 設 業 : 大 臣 許 可	8	5	-	13
	建 設 業 : 知 事 許 可	400	25	-	425
	測 量 及 び 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	39	7	-	46

イ 宅地建物取引業免許申請等受理状況

種 別			受 理 件 数		
			平成28年度	平成29年度	
宅 建 業	免許申請	新 規	81	86	
		内 訳	大 臣 免 許	5	1
			知 事 免 許	76	85
		更 新	504	453	
		内 訳	大 臣 免 許	8	7
			知 事 免 許	496	446
	変更届	登 載 事 項 等	751	863	
		内 訳	大 臣 免 許	98	96
			知 事 免 許	653	767
		5 0 条 第 2 項	80	93	
		内 訳	大 臣 免 許	58	48
			知 事 免 許	22	45
	計			1,416	1,495
	宅地建物取引士	資格申請	登 録	302 〔県内総数 : 397〕	309 〔県内総数 : 408〕
変 更			541	626	
計			843	935	

ウ 建設業及び宅地建物取引業者等数調

区 分	地 域 別	平成29年3月31日現在			平成30年3月31日現在		
		業 者 数	対県内比	業 者 数	対県内比		
建設業者	県 内	大臣	271	—	大臣	268	—
		知事	11,344	—	知事	11,327	—
	管 内	大臣	178	65.7	大臣	177	66.0
		知事	6,355	56.0	知事	6,408	56.6
宅建業者	県 内	大臣	46	—	大臣	46	—
		知事	2,794	—	知事	2,811	—
	管 内	大臣	36	78.3	大臣	36	78.3
		知事	1,844	66.0	知事	1,854	66.0
計	県 内	大臣	317	—	大臣	314	—
		知事	14,138	—	知事	14,138	—
	管 内	大臣	224	70.7	大臣	213	67.8
		知事	8,199	58.0	知事	8,262	58.4
宅地建物取引士	県 内	—	21,009	—	—	21,404	—

エ 建設業許可申請書綴及び宅地建物取引業者免許簿閲覧状況

区 分	平成28年度		平成29年度	
	実人数	件数	実人数	件数
建設業	1,693	19,339	1,663	17,037
内訳	大臣許可	0	0	0
	知事許可	1,693	19,339	1,663
宅地建物取引業	143	205	173	405
内訳	大臣許可	0	0	0
	知事許可	143	205	173
計	1,836	19,544	1,836	17,442

オ 建設業許可証明申請状況

平成27年度	平成28年度	平成29年度
416	1,342	415

(5) 建築、宅地開発、建設リサイクルの指導等

① 建築行政の推進 【建築物の安全安心の確保】

当事務所の建築行政区域は、竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町、及び、豊田郡大崎上島町の4市7町の広範にわたっており、同区域内での建築確認検査業務のほか、違反建築物の防止、特殊建築物等の定期報告制度等を通じて、良質な建築物の供給や安全・安心な既存建築物の維持に努めている。

② 宅地開発行政の推進 【良好な都市環境の形成】

開発許可制度を適正に運用することで、無秩序な市街化を防ぐとともに開発地の技術水準を確保して、良好な都市環境の形成を図っている。

開発行政区域は建築行政区域と同一であり、同区域内の都市計画区域内の市街化区域での1,000平方メートル以上、区域区分の行われていない非線引き都市計画区域での3,000平方メートル以上、及び都市計画区域外での1ヘクタール以上の開発行為に関する許可と指導・取締りに当たっている。

なお、山県郡安芸太田町、及び、豊田郡大崎上島町を除く、4市5町に都市計画区域が指定されており、そのうちの、大竹市、府中町、海田町、熊野町、及び、坂町で市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われている。

また、宅地造成工事規制区域が、竹原市、大竹市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町に指定されており、宅地造成の許可と指導・災害防止に努めている。

③ その他 【人・社会・環境にやさしい建築物の創造など】

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、特定建築物の認定に関する事務を行い、高齢者・障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に努めるとともに、建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）に基づく事務のうち、省エネルギー基準への適合性判定、届出の受理・指示・命令等に関する事項を行い、一定規模以上の建築物における省エネルギー性能の向上を図っている。

また、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）に基づき、建築物の解体工事、同新築・増改築工事、同改修工事及び建築物以外の新築・解体工事の届出が義務づけられている。それにより、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、再資源の十分な利用及び廃棄物減量の指導に努めている。

(6) 建築行政

ア 建築確認申請受付及び検査状況

町村名	年度	確認申請受付状況				検査状況				
		建築物区分				建築物区分				
		1～3号	4号	設備等	計	1～3号	4号	設備等	計	
竹原市	27	(1) 9	(0) 3	(0) 5	(1) 17	(0) 8	(0) 1	(0) 4	(0) 13	
	28	(1) 7	(0) 7	(0) 3	(1) 17	(0) 7	(1) 10	(0) 3	(1) 20	
	29	(1) 4	(0) 10	(0) 1	(1) 15	(0) 5	(1) 8	(0) 2	(1) 15	
大竹市	27	(0) 6	(0) 2	(0) 1	(0) 9	(0) 2	(0) 2	(0) 2	(0) 6	
	28	(1) 2	(0) 3	(0) 2	(1) 7	(1) 1	(2) 3	(0) 2	(3) 6	
	29	(1) 4	(0) 2	(0) 1	(1) 7	(1) 5	(1) 2	(0) 3	(2) 10	
安芸高田市	27	(1) 4	(0) 1	(0) 3	(1) 8	(0) 2	(0) 1	(0) 4	(1) 7	
	28	(2) 7	(0) 4	(0) 1	(2) 12	(0) 6	(2) 4	(0) 1	(2) 11	
	29	(2) 11	(1) 5	(0) 2	(3) 18	(0) 8	(1) 4	(0) 1	(1) 13	
江田島市	27	(0) 4	(0) 6	(0) 2	(0) 12	(0) 4	(3) 4	(0) 0	(3) 8	
	28	(0) 7	(1) 5	(0) 3	(1) 15	(0) 5	(2) 6	(0) 2	(2) 13	
	29	(1) 6	(0) 10	(0) 1	(1) 17	(0) 10	(2) 9	(0) 3	(2) 22	
安芸郡	府中町	27	(1) 3	(0) 11	(0) 4	(1) 18	(1) 6	(5) 6	(0) 6	(6) 18
		28	(0) 5	(0) 8	(0) 5	(0) 18	(2) 1	(2) 11	(0) 7	(4) 19
		29	(1) 7	(3) 15	(0) 3	(4) 25	(3) 6	(7) 13	(0) 5	(10) 24
	海田町	27	(1) 4	(0) 14	(0) 0	(1) 18	(0) 6	(11) 13	(0) 1	(11) 20
		28	(0) 2	(0) 7	(0) 3	(0) 22	(0) 2	(12) 17	(0) 3	(12) 22
		29	(0) 4	(2) 14	(0) 2	(2) 20	(0) 3	(13) 13	(0) 2	(13) 18
	熊野町	27	(0) 6	(1) 11	(0) 2	(1) 19	(0) 6	(4) 10	(0) 2	(4) 18
		28	(0) 8	(0) 6	(0) 3	(0) 17	(0) 5	(3) 7	(0) 2	(3) 14
		29	(1) 5	(2) 11	(0) 0	(3) 16	(0) 5	(5) 14	(0) 0	(5) 19
	坂町	27	(1) 0	(0) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 1	(1) 2	(0) 0	(1) 3
		28	(0) 4	(0) 1	(0) 1	(0) 6	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1
		29	(0) 1	(1) 5	(0) 1	(1) 7	(1) 3	(1) 5	(0) 0	(2) 8
山県郡	安芸太田町	27	(2) 2	(0) 0	(0) 1	(2) 3	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 2
		28	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 2
		29	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	北広島町	27	(2) 6	(0) 4	(0) 0	(2) 10	(0) 4	(1) 6	(0) 3	(1) 13
		28	(0) 7	(0) 4	(0) 0	(0) 11	(0) 3	(1) 2	(0) 0	(1) 5
		29	(0) 4	(0) 7	(0) 3	(0) 14	(0) 6	(1) 6	(0) 2	(1) 14
豊田郡	大崎上島町	27	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 2	(0) 0	(0) 1	(0) 3
		28	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 2
		29	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
合計	27	(9) 45	(1) 53	(0) 18	(10) 116	(1) 43	(25) 45	(0) 23	(27) 111	
	28	(4) 50	(1) 45	(0) 21	(5) 126	(3) 34	(25) 60	(0) 21	(28) 115	
	29	(7) 48	(9) 79	(0) 15	(16) 142	(5) 51	(32) 75	(0) 18	(37) 144	

(注1) 1号 法第6条第1項に規定する特殊建築物で床面積100㎡を超えるもの。

2号 木造で階数が3以上又は延床面積500㎡を超えるもの。

3号 非木造で階数2以上又は延床面積200㎡を超えるもの。

4号 前号に掲げる以外の建築物。

(注2) 確認申請受付状況は、計画通知を含む。また、計画変更確認申請は、()書で外数とする。

(注3) 検査状況は、計画通知を含む。また、中間検査合格は、()書で外数とする。(設備等は中間検査なし)

イ 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく許可申請件数

区分 市町名	宅地造成許可申請				開発許可申請				都計法第43条許可申請				
	28		29		28		29		28		29		
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	
竹原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大竹市	0	0	2	1,464	0	0	0	0	0	0	0	0	
安芸高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
江田島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
安芸郡	府中町	2	580	1	525	0	0	1	1,168	1	297	0	0
	海田町	2	6,286	4	4,856	3	32,073	4	9,741	0	0	0	0
	熊野町	1	3,786	0	0	3	9,089	5	43,619	5	1,939	2	2,335
	坂町	1	757	0	0	0	0	1	1,363	0	0	0	0
山県郡	安芸太田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北広島町	0	0	0	0	1	4,945	0	0	0	0	0	0
豊田郡	大崎上島町	0	0	0	0	1	115,705	0	0	0	0	0	0
計	6	11,409	7	6,845	8	161,812	11	55,891	6	2,236	2	2,335	

(注) 竹原市分は1ha以上のものに限る。

ウ 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく完了検査件数

区分 市町名	宅地造成完了検査				開発許可完了検査				
	28		29		28		29		
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	
竹原市	0	0	0	0	0	0	0	0	
大竹市	0	0	1	739	1	1,983	0	0	
安芸高田市	0	0	0	0	1	5,552	0	0	
江田島市	0	0	0	0	0	0	0	0	
安芸郡	府中町	1	952	2	579	0	0	0	0
	海田町	1	920	3	2,857	5	28,124	2	2,555
	熊野町	2	4,708	0	0	4	11,093	2	3,088
	坂町	1	513	1	757	0	0	1	1,363
山県郡	安芸太田町	0	0	0	0	0	0	0	0
	北広島町	0	0	0	0	0	0	1	4,945
豊田郡	大崎上島町	0	0	0	0	0	0	1	65,705
計	5	7,093	7	4,932	11	46,752	7	77,656	

(注) 竹原市分は1ha以上のものに限る。

エ 建築基準法の許可、仮使用承認及び道路位置指定状況

(単位：受付件数)

区分 年度	用途地域 関係	道路特例	容積率の 制限	建築物の 高さ制限	日影規制	卸売市場 等の位置	仮設 建築物	仮使用承認 (特定行政庁)	仮使用承認 (建築主事)	道路位置 指定
27	1	28	0	0	0	0	5	15	0	16
28	1	15	0	0	0	0	1	2	0	11
29	0	23	0	0	0	0	2	0	0	12

オ バリアフリー法に基づく認定を行った建築物一覧

番号	市町村名	建築物名称	建築主	用途	延べ面積 (㎡)
H27-2	海田町	フジ海田店	(株) フジ (代) 尾崎 英雄	物販店舗	2,959.92
変 H27-3	海田町	フジ海田店	(株) フジ (代) 尾崎 英雄	物販店舗	2,959.92
H27-1	府中町	イオンモール広島府中	イオンモール (株) (取) 吉田 昭夫	物販店舗	256,161.02

※平成 29 年度は該当なし

※H27-1 は平成 28 年度に認定

カ 省エネ法届出の受付状況

(単位：受付件数)

区分 年度	①ホテル等	②病院等	③物販店等	④事務所等	⑤学校等	⑥飲食店等	⑦集会所等	⑧工場等	⑨住宅等	計
27	0	4	13	13	4	1	2	25	31	93
28	2	8	3	8	10	0	6	28	33	98
29	0	2	2	2	6	0	2	7	39	60

(7) 建設工事の資材のリサイクル指導

建設リサイクル法の対象建設工事に係る届出等件数

市町名	届 出 件 数						通 知 件 数						
	28			29			28			29			
	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 新 築	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 新 築	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 新 築	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 新 築	
竹 原 市	59	2	45	54	7	51	1	0	36	0	0	45	
	106			112			37			45			
大 竹 市	51	4	34	62	6	34	2	3	22	0	0	24	
	89			102			27			24			
安 芸 高 田 市	37	3	28	49	3	13	1	0	52	2	1	61	
	68			65			53			64			
江 田 島 市	40	2	14	62	0	14	1	4	35	1	1	26	
	56			76			40			28			
安 芸 郡	府 中 町	100	7	20	98	11	30	1	0	31	4	1	21
		127			139			32			26		
	海 田 町	50	9	25	28	3	17	0	1	27	3	0	21
		84			48			28			24		
	熊 野 町	32	3	4	24	0	2	2	0	8	1	1	15
		39			26			10			17		
坂 町	27	2	12	29	1	7	0	0	5	0	1	7	
	41			37			5			8			
山 県 郡	安 芸 太 田 町	16	1	15	14	0	18	2	0	29	1	2	42
		32			32			31			45		
	北 広 島 町	31	1	19	37	5	24	0	0	38	1	0	83
		51			66			38			84		
豊 田 郡	大 崎 上 島 町	15	1	7	18	0	4	3	0	37	2	2	32
		23			22			40			36		
(株) 西日本高速 道路, JR等		0	0	3	0	0	6	0	0	4	0	0	2
計		458	35	226	475	36	220	13	8	324	15	9	379
		719			731			345			403		